

(福井県知事許可業者において、再審査を希望する事業者の方へ)
「能力評価基準による評価の結果を証する書面等」を踏まえた再審査のお知らせ

1 再審査の特例について

令和3年6月16日に「レベル判定システム」の運用が停止されたことによって、経営事項審査の以下の内容の申請に必要な書類が出力できないという状況を踏まえ、再審査申し立ての特例が設けられました。

再審査を受けられる場合は、各能力評価実施機関あてに再発行を依頼してください。

なお、グラウト技能者及び硝子工事技能者の方に対する能力評価基準による評価については、各能力評価実施機関における事務が再開されておられませんので、【国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室 (03-5253-8111)】までご連絡ください。

2 再審査手続について

(1) 再審査の対象者

以下の要件全てを満たす必要があります。

- ① 令和3年6月16日以降に経営事項審査の申請を行っていたこと
- ② 当該申請を行った日の直前の事業年度終了の日以前に、雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたこと
- ③ 上記②のとおり評価を受けていたにも関わらず、当該システムの運用停止によって、経営事項審査に必要な書類を入手できなかったこと

(2) 再審査申し立ての受付期間および手数料

【受付期間】令和4年4月26日(水)まで

【手数料】無料

(3) 再審査申し立てに係る提出書類

- ①経営規模等評価再審査申立書および別紙1～3、様式4、5号…3部(正・副・控)
- ②改正前の申請による経審結果通知書(再審査申立の時点で有効なもの)の写し
…3部(正・副・控)
- ③改正事項に係る確認書類(能力評価基準による評価の結果を証する書面)
…2部(正・控)
- ④返信用封筒(84円切手貼付)…1部

(4) 再審査申し立てに係る書類の提出・問合せ先

審査日時等を事前に電話で調整したうえで提出してください。

主な営業所所在地	管轄土木事務所	郵便番号・住所	電話番号
福井市、永平寺町	福井土木事務所 (総務課)	〒910-0853 福井市城東4-28-1	0776-24-5111 (内線320、327)
あわら市、坂井市	三国土木事務所 (総務課)	〒913-0011 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1111 (内線410、411)
大野市、勝山市	奥越土木事務所 (総務課)	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-1221 (内線816)
鯖江市、越前市、 池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 (総務課)	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4966 (内線336、337)
敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)	敦賀土木事務所 (総務課)	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661 (内線115)
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町(旧上中町)	小浜土木事務所 (総務課)	〒917-0241 小浜市遠敷1-101	0770-56-2103 (内線115、116)

(5) 再審査申立書記載の留意事項

- ・申立書は、通常の経営規模等評価申請書と同様に全ての項目を記載してください。
- ・「技術的能力」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況(建設業法施行規則第18条の3第1項第10号)」に係る審査に必要な事項に限ります(対象業種や完工高の変更等はできません)
- ・通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

○上記(3) ①経営規模等評価再審査申立書(様式第25号の11)

- ・表題部

<p>経営規模等評価申請書</p> <p>○ <u>経営規模等評価再審査申立書</u></p> <p>総合評定値請求書</p>

※「経営規模等評価再審査申立書」の文言を○(丸印)で囲み、その他の文言を二重線で消してください。

- ・項番05 申請等の区分

	項番
申請等の区分	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※申請等の区分は「4」を記入してください。

- ・項番08～14

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。

○上記2(3) ①経営規模等評価再審査申立書(様式第25号の14)

- ・再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和3年度再審査申し立て特例事項	制度改正のため

※1 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載してください。

※2 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。

3 令和3・4年度競争入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて

既に保有する入札参加資格については、新経審による総合評定値による再審査は行わないこととします。

令和4年5月1日以降の追加申請において使用する総合評定値は、旧経審による総合評定値または新経審による総合評定値のいずれでもよいこととします。ただし、旧経審および新経審のいずれの総合評定値をも有する場合は、新経審による総合評定値によることとします。